

# 千葉県グリーン購入推進方針

持続的発展が可能な循環型社会の実現のためには、社会経済の充実を図る一方で、資源やエネルギーの消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減させていかななくてはならない。

事業者、市民及び行政はそれぞれの立場で役割を分担し、責任を果たしていくことが求められている中、環境への負荷の少ない原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）を優先して調達すること（以下「グリーン購入」という。）が重要になってきている。

自らが事業者であり消費者でもある本市が、行政運営上必要な製品及び役務の購入等について、グリーン購入を推進することは、事業活動により生じる環境への負荷を低減するとともに、市民及び事業者等による環境物品等への需要の転換を促すことになる。

そこで、本市では、グリーン購入を推進することにより、循環型社会の実現に資することを目的として、千葉県グリーン購入推進方針を定める。

## 1 環境物品等の購入

本方針は、製造、使用、廃棄及びリサイクルの各段階を通じて環境への負担の低減に配慮した環境物品等の優先調達の推進を定めるものであり、その購入にあたっては、主に次の事項を考慮するものとする。

- (1) 環境に有害な影響を与える物質の使用及び排出が削減されていること。
- (2) 資源やエネルギーの使用が少ないこと。
- (3) 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- (4) 再利用が可能なこと。
- (5) 再生使用が可能なこと。
- (6) 長期間使用が可能なこと。
- (7) 再利用された部品又は再生された素材を多く使用していること。
- (8) 廃棄するとき、分別や処理が容易であること。
- (9) 木材・木材製品においては、木質又は紙の原料となる原木は、伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法律に照らし手続きが適切になされたものであり、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
- (10) グリーン購入の物品購入等にあたり、自動車の使用が見込まれる場合、その自動車は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年6月3日法律第70号）」の対策地域内で登録可能な自動車であること。ただし、前記で定めた自動車より低公害または低燃費な自動車の使用を妨げるものではない。

## 2 グリーン購入推進物品等

本市のグリーン購入にあたり、グリーン購入推進物品等（本市が重点的に購入すべき環境物品等の品目、基準及びその調達目標）は、別表のとおりとする。

また、調達した物品を輸送する際に低燃費・低公害車による納入や、納入量に適切な大きさの自動車の使用を求めること、可能な範囲で提出書類を簡素化すること等、調達に伴い発生する環境負荷についても可能な限り低減を図るよう努めるものとする。

## 3 グリーン購入推進物品等以外の購入

本市のグリーン購入推進物品等以外の品目の物品等を購入しようとする場合は、その必要性と適正量を十分検討することとする。

また、物品の選択にあたっては、環境への負荷が相対的に少ない物品及びエコマーク等の環境ラベル付きの物品等を購入するよう努めるものとする。

## 4 適用範囲等

(1) 本方針は、本市の組織に適用し、環境マネジメントシステムと連携し全市的に推進するものとする。

(2) 本方針の実施にあたり、環境マネジメントシステムとの整合を図り「グリーン購入推進ガイドライン」を別途定め実施するものとする。

## 5 実績の把握

本方針に基づき実施する本市のグリーン購入に関して、グリーン購入推進物品等の基準を満たさない物品の購入実績を把握し、取組状況の把握に努める。

## 6 外郭団体等に対する協力要請

(1) 市は、外郭団体に対し、本市に準じた取組みを推進する。

(2) 市は、市民及び事業者に対し、グリーン購入の普及促進に努める。

## 7 方針の見直し

本方針は、社会情勢の変化及び技術の進歩等に合わせて適宜見直しを行うものとする。

## 8 実施期間

この方針の実施期間は、毎年度、4月1日から翌年3月31日までとする。